

■金沢市景観計画

金沢市景観計画での駐車場に関する景観形成基準

対象区域	【伝統環境保存区域】 ◇歴史文化象徴区域 ・3 十間町・尾山町地区（西町一番～四番丁、十間町 など） ・4 尾張町・大手町地区（殿町、梅本町、梅本町西横丁、梅本町東横丁、下胡桃町、中町、上今町 など） ◇伝統的街並み区域 ・12 彦三町・尾張町地区（彦三一番～五番丁、母衣町、上新町、下新町、桶町、袋町、主計町 など） 【伝統環境調和区域】 ◇景趣調和区域 ・〈2〉尾張町地区（尾張町、下近江町、袋町、橋場町、博労町 など）
	建築物 低層 ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側にはまちなみとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、 <u>玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。</u>
	中高層建築物 ・ <u>原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。</u> ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、 <u>道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。</u> ・出入口付近や歩行者動線の路面については、 <u>修景された舗装</u> として工夫に努める。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
土地の形質 その他	・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。

※低層建築物：高さ 10m以下の建築物
中高層建築物：高さ 10mを超える建築物

【景観に配慮した駐車場の整備例】

○駐車場入口の修景

青空駐車場を設ける場合でも、駐車場の前面に既存の土塀を残し、植え込みと瓦を配した低い塀等で修景することにより、周辺の伝統的まちなみとの調和が図られている。



緑化などにより修景された駐車場の事例



○敷地内の駐車場配置の工夫

道路から見えない場所に駐車場を配置し、建物と一体的に駐車場を設けることで、まちなみの連続性を確保している。また、共同住宅の場合、道路から見えない建物内部に立体駐車場を設ける工夫も取り組まれている。



■大村市景観計画

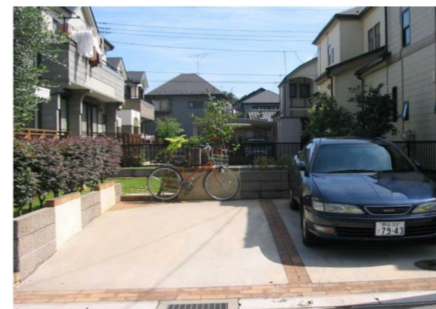
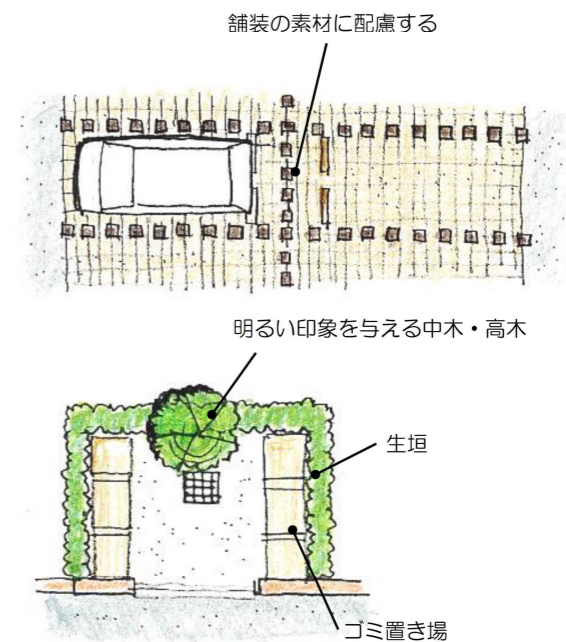
景観形成基準「敷地及び外構」PI6

基本的配慮事項	敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮すること。	
景観類型別の行為の基準	中心市街地景観	○歩道に面する場所では、 <u>緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。</u> ○板塀等で駐車場を遮蔽することで周辺の景観に不調和を与えないよう配慮すること。
	周辺市街地景観 施設景観 丘陵住宅地景観 平坦部住宅地景観 漁港集落地景観	○屋外駐車場の境界部の緑化、場内の舗装等により修景するよう配慮すること。 ○緑化ブロックや周辺の植栽により、ゆとりやうおいをもたらすよう配慮すること。
	田園景観 自然緑地景観	○周辺景観との調和を図るため、敷地周囲の緑化に配慮すること。 ○道路と面する部分の緑化により、まちなみにうおいをもたらすよう配慮すること。
	○屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺の緑化を配慮すること。 ○屋外駐車場の舗装は、 <u>緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮すること。</u>	 <p>□駐車場外周部の緑化</p>  <p>□駐車場緑化ブロック</p>

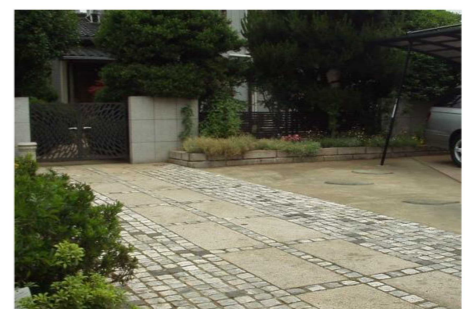
■我孫子市景観計画

景観づくりの基準PI2

●駐車場・駐輪場・ゴミ置き場など



▲舗装の工夫によって、駐車場はちょっとした広場のよう感じられます。（高野山）



▲殺風景になりやすい車庫の周りの舗装に配慮しています。（東我孫子2丁目）